

①浄化槽の設置手続

浄化槽の設置には高知市環境保全課へ届出が必要です。届出には下のいずれかの様式にご記入のうえご提出いただきます。添付書類につきましては、各様式の裏面【提出書類と部数】をご参照ください。

○書類について

第1号様式（建築基準法に基づく設置手続）

建築業者様やハウスメーカー様を作成し、高知市環境保全課へ提出していただきます。

第2号様式（浄化槽法に基づく設置手続）

施主様若しくは施主様より委任を受けた行政書士様を作成し、高知市環境保全課へご提出頂く必要がございます。

第2号様式の提出には、工事業者様を作成する、建物の平面図面や配管計画図面等の、専門性のある書類の添付が必要になります。図面等につきましては、工事業者様にお問い合わせください。

各書類とも審査に期間を要しますので、工期開始予定の1カ月半～2カ月前には高知市環境保全課へご提出ください。

届出の様式は高知市環境保全課ホームページよりダウンロード可能です。

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/67/reiwa6joukasoutodokedeyousiki.html>)

2号様式については同じページに記載例も掲載しておりますので、参考にしてください。

○書類の行き先について

環境保全課にて届出の審査が完了いたしましたら、届出副本の書類のセットと、補助金申込及び申請の際にご提出いただく届出書類（A）1枚を施主様へ返送いたします。

届出書類

正本（環境保全課保管）

副本（施主様へ返送）

届出書類（A）（施主様へ返送）



← 同じ書類の束 →



届出書類（A）は正本・副本の届出と同じ書類